

北上市国民保護協議会条例

平成18年6月21日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第8項の規定により、北上市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、法で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、45人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、企画部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。